

古代チベット史考異

一 吐蕃王朝と唐朝との姻戚関係（上）—

山 口 瑞 凤

目次

一、はじめに

二、唐蕃会盟碑と中国文献にみられる「舅甥」，*dbon shan* の意味

三、チベット史書と敦煌文書とが示すもの

四、*Guñ srón guñ brtsan* のクロノロジー

一、はじめに

古代チベット史は、チベット史のうちでも最も興味をもつて扱われたもので、既に内外の学者によつて発表せられた研究も決して少なくない。その理由は、今更説くまでもないが、当時のチベットは中国との交渉が最も頻繁で、多くの場合、中央アジアに覇を制して唐朝と対立する姿勢を取つていたからである。

亦、八世紀後半に始まる仏教の導入によつて九世紀初頭からの姿勢が崩れ始め、中葉に至つて王朝そのものが

壞体し、爾来、中国の重大な辺患をなすものとして再び登場することがなくなった。このような経緯も学者の目をひくに充分な材題であつたといえよう。

幸いなことに、当時の事情については、中国側の史料も、彼等チベット人が重大な辺患をなしたが故に豊富であり、チベット側でも、恐らく中国文化の影響を受けたためででもあるうか、Khri sron brtsan 王の末期から七六四年に至る間の編年記⁽¹⁾と、その他、諸伝承を記録したものが敦煌文書のうちに残されている。

其の上、後代の佛教史家によつて、仏教の初伝の意義を説くため、事実の誤認や歪曲は別として、古代チベット史の或る点では可なり詳細な記述が留められている。

これらの条件だけでも学者の解説を誘う機縁として必らずしも弱くなつたが、それを追いかけるようにしてヨーロッパの学者によつて吐蕃王朝時代の碑文が数種研究され、紹介された。勿論、いずれの碑文も単独で当時の事情一般を説明してくれるものではないが、各種の問題を論ずる場合、屢々鞏固な拠りどころを提供することが出来る。

我が国でも、京都大学教授佐藤長氏がつとにこの時代の問題を論じ、縦横に精細な見解を展開した。同氏の「古代チベット史研究」⁽⁵⁾一巻は古代チベット史を一貫して論述した世界でただ一つの著作である。殊に、中国文献の記述を整理してそれ以前の古代チベット史に関する成果を悉く吟味した学績は、内外の学者によつて高く評価されてゐる。

勿論、佐藤氏を含めて内外の諸学者の手で古代チベット史の問題がすべて取り上げられ、解決されたわけではな

い。ただ、その概略を示すに足る主要な題材は、既に、ほぼ論議の対象になつたといえるに過ぎない。これら取り扱われた問題には、議論のなお尽されていないものもあれば、一見解決済みのように考えられる事件にも全く異つた見解が許される場合もある。思うに、史料が豊富とは云え、やはり古代史の常を破ることは出来ないようである。

最近十年の間に、古代チベット史に関するチベット文献がいくつか出版され、手にすることの出来なかつた原文⁽⁶⁾も写真で得られるようになつた。これらは今日期待しうる重要な史料をほぼ網羅していると考えられるので、従来疑惑を抱いていた問題について視点を変え、ここにこれらの史料を用いて異見を立てて見ようと思う。

勿論、十全な考証を自らに期するものではないが、この小論によつて一応チベットの仏教史家による所述の性格を明らかにし、更に、彼等が示したものに対する評価は、単に書物の成立年代によつてなざれるよりも、むしろ彼等の用いた史料の系統によつてなざるべきでなかろうかと主張したい。

以下に取り上げる問題は、従来チベットと唐朝との間に婚姻関係はあつたが、血縁関係はないとされてきた見解の再検討である。

二、唐蕃会盟碑と中国文献にみられる「舅甥」、dbon shanの意味

唐朝と吐蕃王朝との間には前後二回にわたりて姻戚関係が樹立された。即ち、中国の所伝によると、第一回は太宗の貞觀十五年正月に文成公主が、第二回目には中宗の景龍四年に金城公主が吐蕃に嫁した。

ここで問題としたいのは、彼女等のいずれでもよいが、吐蕃王の王子を儲けたか否かということである。この点

に触れるところのあら唐蕃会盟碑を取り上げ、第一歩として見たい。

唐蕃会盟碑の研究は既に多くがあるので、関係事項の説明はそれらの論文に譲りたい。碑文の成立は長慶⁽⁸⁾二年、即ち、八一三〇年である。一言だけつけ加えると、吐蕃王朝時代の石碑文のうちで「わゆる Thon mi Sambhata の文典の規定⁽⁹⁾に従うものは、たゞこの会盟碑のみである点注意したい。

テキストは李方桂氏と佐藤長氏によつて示されたものを合せて用いた。訳文は両氏の何れにも従わず、新たに作製した。

先ず西面の漢文碑文を見よう。(数字は行を示す。)

1 大唐文武孝德皇帝□□□大蕃聖靈賛(普)□□□舅甥⁽¹⁾一⁽²⁾商⁽³⁾議社稷⁽⁴⁾如⁽⁵⁾一、結⁽⁶⁾立大和盟約、永無⁽⁷⁾渝⁽⁸⁾誓、神人俱以證知、
世世代代、使其稱贊⁽⁹⁾是以⁽¹⁰⁾盟文節目⁽¹¹⁾題⁽¹²⁾之於碑⁽¹³⁾也。

2 文武孝德皇帝與⁽¹⁾□□□□□□□賛臨⁽²⁾下⁽³⁾聖舅甥⁽⁴⁾、(以下⁽⁵⁾字間略)商議叶同、務令⁽⁶⁾萬姓安泰⁽⁷⁾所⁽⁸⁾思如⁽⁹⁾一、久遠大善、
再續⁽¹⁰⁾慈親之情⁽¹¹⁾重申⁽¹²⁾隣好之義⁽¹³⁾為⁽¹⁴⁾此大和⁽¹⁵⁾矣、今

3 蕃漢⁽¹⁾同⁽²⁾國(以下五字間略)今社稷叶同如⁽³⁾一、為⁽⁴⁾此大和⁽⁵⁾然、舅甥相好之義善⁽⁶⁾、(以下略)

以上の文中「舅甥」の関係が三度示され、いに引かなかつたが、第四行目に⁽¹⁰⁾一回現れる。いに相応するチベット文は次のとおりである。やはり、西面にある。

1. // bod gyi rgyal po chen po
2. ḥphrul gyi lha bisan po dain//

- 1 チベットの大王
- 2 化身せる神だるマ・ハヌ男神

3. rgyaṇi rgyal po chen po rgya rje hvan te
 4. dbon shan gnis// chab srid
 5. gcig du mol nas// mjal dum
 6. chen po mdzad de gsisigs bca[s]
 7. pa// nam shar yan myi ḥgyur bar
 8. lha myi kun...qes ḡin dpan byas
 9. te// tshe tshe [rabs rab] s su// brjod
 10. du yod pahi [mja]l dum gyi gtsigs]
 11. kyi medo rdo rins [la bris paho]
 12. ḥphrul gyi [lha bisan po khri gtsug]
 13. Ide brisan gyi (sha na nas dai) [rgya rje]
 14. bħun bħu heħu ti [g hvan te dbon]
 15. shan gnis(升盤)
 19.// man po kun bde
 20. skyid par bya ba la ni dgons pa gcig/
 21. yun rin por legs pahi don chen po
 22. la ni bkah gros mthun te// qñen
 23. rñin pahi sri shu ni sa khym tshes
 24. dgyes pahi cha (rkyen) brtsegs par
 25. mol nas// mjal dum chen po ni
- 3 かの大出立⁽¹⁾、かの醍醐だの御神⁽²⁾
 4 螺貝⁽³⁾方ば、国家の大事を
 5 語ひ⁽⁴⁾合われて同⁽⁵⁾の見解に達した後、和同
 6 の大会合をなむ⁽⁶⁾（祝められた）御誓語
 7 を、決して違ひまじきよべ、
 8 神の人の慈⁽⁷⁾みをなわし、あかしなだ
 9 て⁽⁸⁾、冉々⁽⁹⁾〔ズ々〕と讀え
 10. いゝかんがため〔保同余合の語〕
 11. の要意を石柱〔記録ヤ〕
 12. 化身や⁽¹⁰⁾〔神なぞ⁽¹¹⁾ハ⁽¹²⁾ノ⁽¹³⁾ア、チタク〕
 13. デ⁽¹⁴⁾ハ⁽¹⁵⁾〔註⁽¹⁶⁾〕⁽¹⁷⁾ 〔シナの相⁽¹⁸⁾たぬ〕
 14. 文武孝德〔聖帝⁽¹⁹⁾〕⁽²⁰⁾、螺⁽²¹⁾
 15. 鬼⁽²²⁾〔方ば（升盤）〕
 19.庶民の人民⁽²³⁾、⁽²⁴⁾か
 20. 安⁽²⁵⁾寧⁽²⁶⁾やん⁽²⁷⁾濟⁽²⁸⁾へ思⁽²⁹⁾い給⁽³⁰⁾、
 21. 久遠⁽³¹⁾に亘⁽³²⁾き大義⁽³³⁾
 22. (求むべく) 綱意見⁽³⁴⁾が相互に一致⁽³⁵⁾、
 23. 田誼⁽³⁶⁾の情⁽³⁷⁾（お大切に持むいゝことある）が取⁽³⁸⁾、近隣⁽³⁹⁾
 の國⁽⁴⁰⁾か
 24. 親密⁽⁴¹⁾なるやうな（機縁⁽⁴²⁾）を圖⁽⁴³⁾ねるに心⁽⁴⁴⁾に他ならぬ、

26. *mdzad de// bod rgya gnis/ da ltar* (中盤)36. *da chab srid gcig cin/ mjal*37. *dum chen po ldi ltar mdzad pas/*38. *dbon shan dgyes pañi bkañ hphrin*39. *sñan pas kyai hñrul dgos tol/*

「**鷲獣**」の闘逐は、かくも頻繁にならねばならぬ。

「**鷲獣**」は、「**鷲**」と「**獣**」の組合せである。この闘逐が必ずしも具体的な戦争に繋がる。

21.// *dai po rgya rje li rgyal sar shugs nas//*

dehe tan gi srid lo [ñi çu]

22. *rtsa gsum lon// rgyal rabs gcig gi hog tu// hphrul*

gyi lha btsan [po]

23. *khri sron brtsan dan// rgya rje thehe tsen bhun*

bu çin hvan te gnis // chab]

24. *srid gcig du mol nas// cen kvan gi lo la// mun*

geñ kon co/

25. *btsan poñi khab tu blais// phyis hphrul gyi lha*

btsan po khri ld'e gtsug]

26. *brtsan dan// rgya rje sam lan khahe hgvan cen*

bhun çin bhu hvan te [gnis]

27. [/ char]b srid gcig du mol te// gnén brtsags nas//

26 なぞねだ。 わねば、 トマムシナの「國は、 今

(中盤)

36 今や、 国事に関する御意見があつまつ、

37 和同の大余命おじのめいとおれめたのや

38 駒舅が陸み合うための御便りを

39 交わし、 かくも頻繁にならねばならぬ。

21 はじめにシナの君王秦氏が王位にのつて以来、 大唐の

22 11年と及んだ。(たゞ) 11の王統の始祖 (のぶ)

化身やる神だ。⁽¹⁶⁾ 「⁽¹⁶⁾」

23 チハシカヒンバシナの君王、 太宗文武神皇帝の1方

ば〔國〕

24 事を詰ひ、 仰われて御意見が一致した後、 貞觀年間に

文成公主を

25 ハシノアの御題に詰めた。 其の後、 化身やる神だ

ロカヒノア、 トマムシナの「國」

26 ハシノアシナの御題、 11世開元聖文武神話皇帝の「⁽¹⁷⁾」

方の國」

keñ lun gi lo [la]

28. [kim] çin koñ co// btsan poñi khab du blañs

nas// dbon shan du gyur

29. te dgyes pa las// bar hñgäñ phan tshun gyi soñi

blon pos gnod pa

30. dag rñl byas kyan// gñen bahi tshab gan du

bya ba// thugs brel che nas

31. do [ba] dag gi tsle// dmag sññs kyis phan thogs

par byas pa dan// phan tshun

32. [thu]gs noñs byun ño chog na// dgyes snañ dag

kyan ma tshad par bsris te//

33. hdi ltar ñe çin gñen ba yin na// dbon shan gi

tshui kho na ltar// thugs

34. yi dan phabs pa las//

第一八行と第一九行の文から、二つの婚姻が成立して、其の後に dboon shan の関係が成立した。あるの婚姻によってそれが生じたかは不明である。両朝の dbon shan、「舅甥」関係は、とにかく、「舅甥」関係の成立後に出来た別の関係であることが東面の碑文によつて確認される。「別の関係」として、筆者は先ず、「外祖父・孫」の間柄を予想する。然し、なお、單に両朝によるた婚姻関係を誇張して述べてゐるのではないかと疑うむ
あらぬだらへ。

事実、い)のよつた見解があらだめに、今、筆者の取り上げてゐる問題がこれまで等閑に附せられて來たのであ

めた後、景龍年間に

28 「金城公主をツォンボの邸居にお迎えした。(それらの時)の後、甥舅(の間柄)になつた」⁽¹⁷⁾

29 「親しくしてゐたのと、その間、双方の国境の役人が

色々な不都合を

30 「でかして患らわせたけれども、姻戚関係の変る筈へ

でなく、親情をまよまよ篤く」⁽¹⁸⁾

31 「災禍の折には、軍事力を用いて援助したい」ともあり、

相互に

32 「(朝廷に)不幸が起つた時は、ひたすら甥舅のあぬくは極度に差し控えた」⁽¹⁹⁾

33 「のうと親近していた時は、ひたすら甥舅のあぬくは親関係のよほど(相互に)

34 「動かな信頼を保つていたが、それよりも更に」⁽²⁰⁾

如^ノ次^レ、^ルの如^ク記述^レが表^ス的^な見解^を取^リ上^ハな^ダい^レ持^ヘて^リ見^ムハ。

Tucci 出^テ〔⁽²⁵⁾〕。

That *zāi* means uncle can hardly be doubted: this is the usual sense of the word and this is testified by the Tibetan and the Chinese tradition as well, when it refers to the relation existing between the Tibetan king and the Chinese emperor as being that of *dbon* and *zāi*, uncle, and nephew.

右の規定は前半^ヲ認^マる際^ハ、後半^ヲ慣用^的な用^ハ方^ハい^レ出^シ。しか^る、正確に^ナ「本^系の叔祖父^ヲ甥[」]⁽²⁶⁾直^アく^ル也[。]後半^ヲい^レ出^シト^レ考^ム。

shān (po) (=zāi po) へば、^ル來^ハ、夫^ガ妻^の父^に對^して用^シた呼^称⁽²⁷⁾。ハ^シの推定^ハ、shān (po) の意味の變遷^に對^して後^ニ論^ミる[聯^の分析^を成^立せむる唯^一のゆの由^ハ也[。]]「^ルば」、「舅」又^ハ「舅父」^ハ中國の用語^と同^じゆの^ハな^ル。然^る、dbon (po) は或^シト^ハ「離⁽²⁸⁾雅」[」]と「離⁽²⁹⁾我舅[」]者[、]吾謂^ハ之^ヲ甥[」]も或^シのゆの由^ハ用^シハ^シ、「然則亦宜^ハ呼^フ婿為⁽²⁸⁾甥[」]也[。]或^シの^ハ出來^ハ。ハ^シの^ハ中國語の「甥」[」]と「婿」[」]の義^が或^シの^ハ相^似ト^レ體[。]dbon (po) は^ルの意 (mag pa) を期待^ハれ^ルも^ハ是^ハ來^ハな^ルか^ハ也[。]凡^來、dbon [=shbon] (po) へば、祖父 mes [=myes] (po) は或^シハ^シ「孫」[」]の意^ハ也[。]世^ハか^ル「父^ハ子[」] yab sras' 「母^ハ子[」] yun sras' 認^マ「父祖孫^ト」⁽²⁵⁾。yab myes dbon sras へ^シも^ハ是^ハ繼^ハれ^ル用^シハ^シ也[。]

「孫」^ハ、「父^の父[」]mes (po) は或^シハ^シ血^ハ統^ハ dbon (po) へ^シ意識^{した}と^レ考^ム。然^る、「孫」[」]dbon (po) へ^シ意識^{した}と^レ考^ム。ただ、彼を^{呼^ハシ}ん^だも^ハ mes (po) とは呼^ハせなか^つた。自分^の「宗族」rus pa は^ル是^ハこ^なつか^つだか^ハ也[。]dbon (po) は、血^ハ统^ハの父[」]は用^シハ^シる shañ po

の呼称をこのために借用した。つまり、shān (po) は、「孫」が「外祖父」を呼ぶ呼称に転化したのである。

これと全く同じ関係が漢字の「舅甥」によつて示された。即ち、晋代の撰とされる「韻會」⁽²⁸⁾には明らかに「甥、外孫曰、甥、據「外祖」而言也。」と記されているを見る。つまり、これによれば、「舅甥」と dbon shān は共通の意味で用いられることが許されるのである。

それでは、「夫」が「妻の父」を「舅」と呼んだ場合の「舅甥」と、「外祖父と孫」を表す「舅甥」(dbon shān)とは、この時代ではどのように区別されたのであらうか。次に、両者の相違について見よ。

旧唐書吐蕃伝によると、文成公主の夫 Khri stroñ brtsan が遼東から帰つた太宗に奉じた上表文中に、自らを「奴忝預⁽²⁹⁾子⁽³⁰⁾婿⁽³¹⁾」と称し、甥としていたのが見られる。又、「隋・唐とチユルク國家」と題する護雅夫氏の研究によると、一朝が公主を降嫁した場合の相手国との関係は常に「舅甥」「府君・駙馬」の間柄として示されてゐるといふ。即ち、「舅甥」によつては表現されていないことが知られる。然し、唐蕃会盟碑に示された兩朝の関係は、後者の「舅甥」、即ち、「外祖父・孫」の関係を用いてゐるまでは説明とするに足らない。即ち、碑を建立し「甥」を称する Khri gtsug lde brtsan (806—815—841) は、金城公主の夫 Khri lde gtsug brtsan (704—754) の曾孫に当るが、金城公主を中宗の女と貞倣⁽³²⁾、Khri gtsug lde brtsan に彼女の血統が流れていたとしても、穆宗との吐蕃王との間には、「舅」、shān (po) の子孫と「甥」、dbon po の子孫という関係以外は存しないからである。

ホーリ語⁽³³⁾ mes [=myes] (po) は祖父の意であると同時に曾祖父以上との語で指すことが出来た。従つて、外祖父の shān (po)、⁽³⁴⁾ いふべき世代を越へての語を用いることが出来たと考えられる。dbon (po) も全

く同様に曾孫以下を意味する」とが出来た。勿論、mes (po)、shān (po) の「³²」が dbon (po) の「³³」へとされた筈である。然し、これでは、中宗以上にしか dbon (po) 側がいは shān (po) と呼べないので、尚お不備である。用法の拡大について次のよーな段階を考えて見ればよいおへつか。

自分の父が、shān po なる呼称の本来の用法に従つて、外祖父を shān po と呼んでいた。やがて、父の子である自分が、外祖父の子である自分の母系叔伯父を同じように shān po と呼んだ。これが今日の慣用的用法の起源となつたのかと思われる。新しく拡大した用法は、更に、dbon po の子が shān po (叔伯父) の子を再び shān po と呼ぶ」とを許し、この範囲が順次繰り下づられ、唐蕃会盟碑に見られるよーな用法にまで拡つたと考えられるを得ない。これが「舅甥」dbon shān が得た新しい意味である。

Tucci 氏は、吐蕃王朝の権臣が称する shān の雇書を以て、「王がその妃を選び出した家の一族に対しても適用される呼称らしい。⁽³⁴⁾」と述べ、即ちの shān の名を挙げてしながら、この氏族も正系の王子を産んだ妃を出したのである。同氏が最後に “So it appears to me that zān is the title given to officials related by marriage with the king.”⁽³⁵⁾ とするのは充分な規定と言ふだ。若く、shān (po) が本来の「舅」の意であるたま、妃一人を送り込むじみに一人の shān しか出来ないかい、数に限度があり、shān の称する氏族名が今日知られてくるのより遙かに多くなければならぬ。「母系叔伯」の意で考えれば、「甥」dbon (po) を予定するに至らば、「甥」には母系の血があるから Tucci 氏の規定は亦、不充分と云ふことになら。shān は王から見た場合の呼称であるから、その家がいた妃が王子を生み、その王子が王位につかなければ、shān の呼称はその家族に許されなかつたと考えられる。

Richardson 氏は “queen mother” を出した家族について述べられて、正しく説明し、Cog ro 氏が一代にわたり妃を出しているのに shan の称を得ていないことを指摘する。shan はその家族の血統が王系に入ったとき彼等に得られる称号だとするわけである。

shan の称号をもつて同じ氏族に属しながら shan を附せられていない名が古い敕書の署名中に見られる。これに(35) いじり Richardson 氏は別の解釈をとるが、筆者は次のように考える。

先に唐蕃会盟碑で見た「舅甥」dbon shan の関係は、「舅甥」でないことは勿論、「外祖父・孫」でも、「母系叔伯・甥」そのものでもなかつた。最後の関係の相互の子孫の間柄を示してくるようであつた。しかし、第一の関係も、第三の関係も「舅」は傍系尊族であることに注意したい。「舅甥」の子孫が相互に呼び合つとある。なお、この尊族・卑族の分が守られていたのではないかと考える。問題の shan の称を伴わない名は署名の末尾に現れるので、この氏族の高官中に入った最年少者で、世代が他の同族署名者より一代下だつたのではないかと解するのである。

〔唐書吐蕃伝上〕 Khi Ide gtsug brtsan が玄宗に奉じた表として

外甥是先皇帝舅宿親、又蒙降金城公主、和同為一家、天下百姓、普皆安樂

とある。rijid Khi Ide gtsug brtsan は玄宗ではなく中宗を「舅」と称しているのが、先程考えた尊族卑族のけじめを意識して「だ」と示す例も見られないであらうか。

この一文は、自分と先皇帝とは元来「甥と舅」の関係にあつた。ところが、更に金城公主の降下を受けたので云々と述べてある。されば「あらへども」とは「舅甥」の関係は金城公主の降嫁以前にあつたと云ふことだ、

既にあつた「舅甥」の関係はやはり、後に自分にえられた「舅甥」の関係とは全く別である」と示している。重ねていふと、彼自身は金城公主を迎えて始めて中宗と「舅甥」になつたが、それ以前に「舅甥」という宿親であつたといふのである。彼以前に唐朝と「舅甥」であつたのは勿論、文成公主を娶つた人のみであるが、Khri lde gtsug brtsan が既に唐朝の「甥」であつたのだから、文成公主が或る吐蕃王の母であつたことを証しているわけである。

〔唐文〕、玄宗親征吐蕃の件

爰自⁽³⁵⁾昔年⁽³⁶⁾「慕⁽³⁷⁾我朝化⁽³⁸⁾」申以⁽³⁹⁾「婚姻好⁽⁴⁰⁾結為⁽⁴¹⁾「舅舅之国⁽⁴²⁾」歲時往復⁽⁴³⁾、信使相望⁽⁴⁴⁾。

とあつてやや漠然としているが、「舅甥」の関係が古くからあつたことを示してゐる。されば、我々は文成公主がこの関係をつへり出したこと認めざるを得ないのである。

〔1〕、チベット史書と敦煌文書とが示すもの

前章の結論を十一世紀以降に成立したチベット文献の主なるもので調べて見よ。

先ず、現存する最も古の王統記⁽⁴⁵⁾である Sa skyā Grags pa rgyal mtshan (1147—1216) のやれに⁽⁴⁶⁾ sron btsan sgam po⁽⁴⁷⁾ des btsun mo gsum las/ mo(m) bzah khri mo gnān gyi sras/ gun sron gun btsan/ ハンタ⁽⁴⁸⁾ンカムボ⁽⁴⁹⁾の方は三人の妃（を娶つたが）やのへぬや⁽⁵⁰⁾出嫁の女チセリ⁽⁵¹⁾への子ボグ⁽⁵²⁾ンヘンダ⁽⁵³⁾ンラ⁽⁵⁴⁾ン となるみで文成公主が Sron btsan sgam po の子を王統のへぬと残した跡は示されていない。

有れば Bu ston Rin chen grub (1290—1364) の仏教史⁽⁵⁵⁾によれば、文成公主に王子があつたような記述はない。

「。」 Hu lan deb ther ⁽³⁾ Deb ther sriōn po ⁽⁴⁾ いは種がトムン。 Deb ther dmar
po hi deb gsar ma ⁽⁵⁾ いは種がトムル。 いは種が文成公⁽⁶⁾ Khri btsun ⁽⁷⁾ いは種がトムル。 いは
が、 いは種がトムル。 Sa skyā pa ⁽⁸⁾ bla ma dam pa bSod nams rgyal mtshan (1312—1375) ⁽⁹⁾ bSam yas
や史森が集めに勧んだへ ⁽¹⁰⁾ rGyal rabs gsal bañi me lon ⁽¹¹⁾

de nas rgya mo dai bal mo bzah gnis la sras ma hkhruis par/ shan shun bzah bya ba khab tu bshes/ de la
sras ma hkhruis/ des thim bu skog pañi lha khan bsheñs/ hdi lcags kha khon na yod/ da(sic!) nas ru yon
bzah bya ba khab tu bshes/ de la sras ma hkhruis/ des mig manis tshal gyi lha khan bsheñs/ hdi go ca glin
na yod/ de nas mi ñag bzah bya ba khab tu bshes/ de la han sras ma hkhruis/ des kha brag gsers gyi lha khan
bsheñs/ hdi mkhar sna gdon na yod/ de nas stod lun man gi nai nas/ man bzah khri team bya ba khab tu
bsheñs/ de la sras cig hkhruis par lun bstan te/ zla ba dgu no bcu lon pa na/ sras gon ri (63b/69a) gun bisan
shes pa/ rgyal poñi gdun brgyud hgrain zla dari bral ba cig leags mo sbrul gyi lo la brag lha bkra çis kyi gshal
yas khan du hkhruis te/

やの後、 かの女 (文成公母) ふくべーの女 (Khri btsun) の一人は御子が出来なかつたが、 ひやゝへ、 ひやゝへ、 ひやゝへ
を娶つたが、 彼女は御子が生れなかつた。 彼女はトムルの母を娶つた。 いわばチャカトムルである。(母語、 他の11
妃に女子なしある) わがかみトムルのヤンがひヤンの女をかみだるのを娶つた。 彼女には御子が生れる予兆をひいた
が、 九ヶ月、 あしかば十ヶ月を経た時、 トムル (トムルーートムル) トムルトムルとなる。 その跡継にして他に類のない方がかね
の内四年ほどタクバタンの御殿に生まれたが、 その回縁の御殿にて、

人間の文成公母 ⁽¹²⁾ Khrī sroñ btsan のトムルが出生した。

Mani bkañ lbum ⁽¹³⁾ が Khrī sroñ btsan と認めたが、 今證題のトムルは文成公母の娘
であつた。 dPaho gtsug lag hpheñ ba (1504—1566) ⁽¹⁴⁾ mKha spañi dgañ ston が、 王族を世に下したがる各種

○記録が述べる所によれば、文成公主が嫁いだあたりから「たぶん触ねや」 Mon bzah khri lcem が brag lha bkra

çis gshal yas khan ḫ Guñ sroñ guñ btsan を出でたとのみしるしておる。

以上の点から文成公主は金城公主の子だつたと見なす。やれども金城公主は

いづれかふへを次に調べて見るべく。

Sa skyā Grags pa rgyal mtshan の王統記述⁽⁴⁵⁾

me (s) khri lde (gtsug brtan. [sic!])-s btsun mo drug bshes pa las/ rgya rje yag hbyam gyi sras mo Gyim
phya goñ juhi sras khri sroñ lde btsan

祖母（シタトハ）が（妃を娶ったが、その他のシタの王ヤンチャの娘、金城公主の（生んだ子）チハノルハ）
アガヒト意外だといふに公教導入の名前 Khri sroñ lde btsan が金城公主の子だつてしむ。

Bu ston が参考へし次のよう記す。

de (=khri lde gtsug brtan. [sic!]) ni sras hñan tshe lha dbon la rgyal poñ phoñ sras (mo) gyim çan on jo
blans pas bu ci ste/ mes dan hñus nas lha Čākyā mune btsal te mchod pa byas so/ de nas sras mtshan ldan
shig sa pho rta la hñhrus te/ rgyal po la hñphai than du bstan par chas pa na/ bu sna nam zas phrogs te/
sna nam gvi bur byas nas/ khri sroñ lde btsan shes grags so/

彼（チハノルハ）の子、シヤ（西語）の妃の生んだ子、シタ王の娘、金城公主を娶ったのも、子（ハト）が死んだの
で祖父（実は父のハト）と一緒にいた。その後、シヤカム（仏の像を（國か）求めて（ハト）のため）祀られた。その後
よし相を貰えたハトおひぬの水牛の年は生んだので王に見せよとハベントンに出かけたが、その子をナナム王の妃が奪つてナ
ハベテの子だとした。それからチハノルハは亡くなれた。

以上所述の文の前半は後篇で再び問題にされるが、後半には元来金城公主の子だつたのは sNa nams 王の妃の子

ト書いたる説明にて、それが既に述べてある。

此の回じで始めの Hu lan deb ther ⁽³³⁾

dehi sras hijan tsha lha dbon la rgyahi rgyal po wiñ dzuñ gi sras mo kim çin kon jo blans pa/ hijan tsha lha dbon blon pos bsad nas yab dan hñus pa las rgyal po khri sron lde btsan lcags pho rta la hñhrus その子、シヤンの妃の生んだハヘンがシナの王養宗の娘、金城公主を娶つたが、（ハヘン）が大臣に殺された後は父と一緒に なつた。そのハヘンがかねの壬午の年に生れた。

である。次に Deb dm̄ar gsar ma と五代 ⁽³³⁾・六代 ⁽³³⁾ の王統記述は全く回じ程であるが、公主がチベットに著 かなシハムジ Ha dbon が死んだと變り、Khri sron lde btsan の生年は Bu ston のやれと回じになつてゐる。 代の古代の年次は Tucci 出の ⁽³⁴⁾ とおり十干を省いて考察しなければならないので十一枚 ⁽³⁵⁾ 一枚 ⁽³⁶⁾ 一〇 題題に於けるに及ばない。

rGyal rabs gsal bahi me loñ ⁽³⁷⁾ は最後の筋の回じのが豊かな潤色のやへんと並んでゐる。その頃、始めて 同じ程度に發展した話が mKhas pañi dgah ston ⁽³⁸⁾ も現存の文本は十一世紀以後の添加が明らかである) のチベット 史家は終へ Khri sron lde brtsan を金城公主の子としているのがわかる。

以上のことから、十一世紀以後 (rBa bshed) も現存の文本は十一世紀以後の添加が明らかである) のチベット 史家は終へ Khri sron lde brtsan を金城公主の子としているのがわかる。

△めぐ、第一章で見た結論と全く反対のものをチベット史家の説のやへんと確かめたわけである。

Khri sron lde brtsan が文成公主の子であるとするならば、敦煌文書を手にした学者によるいたずらの説定

められた。ハシマのば、敦煌文書の編年記に次のようだなびくあつした根拠が示されているかわざる。

yos buhi lo la btsan po dhyard chab srid la beg du gcegste/……/btsan mo kim çen khon co nonis par lo gcig
卯の年(七二〇丸) ヨ・シ・ハ・サ・モ・キム・チエン・ホン・コ・ノニス・パ・ロ・グシグ
皇后金城公主が歿する(七二〇) 1年(過敏だ。)

ハカル、三]年後の記録に、

rtali lo la/……/btsan po sroñ lde btsan brag dmar du bltam/

午の年(七四〇) ヨ・シ・ハ・サ・モ・ソ・ノ・リ・タ・ム・ガ・ダ・ク・マ・ル・シ・テ・ル・タ・ム

とあり、チグ・ト史家の伝えぬ。金城公主と Khri sroñ lde btsan との関係は完全に崩れ去つたわけである。

然し、ハカルなる、唐蕃会盟碑と中國文献とかい得た「麝甥」、dbon shañ の関係は虚構であるか、或は、dbon が単に公主を娶つたといふのあぬ人の末裔の意にならぬかつかない。だが、dbon がそのよつたものでないことを既に明らかにしたつゆうであゆ」、又、「麝甥」、dbon shañ の関係が虚構であるとするハカルの考察から到底受け入れ難い。

ハカル、一度敦煌文書を検して見ると、王統記に次のよつた記録を見つかるが出来ぬ。⁽³⁾

Sron lde btsan (=khri sron btsan) dañ/ mon za khri mo mñen ldon sten du bços pañi sras/ guñ sroñ guñ
rtsan/ gun sroñ gun rtsan dan/ khon co man mo rje khri skar du bços pañi sras/ man slon man rtsan/
ハカルの間に生れた子ヤンルンヤンタム
ハカルの間に生れた子ヤンルンヤンタム

意外だといふ、Khri sroñ btsan の子 Gun sroñ guñ rtsan が「公主」を妻へつて Man slon man rtsan を生んだ。〔公主〕へおもかひにば、先づ御世のりんとして文成公主以外を考えるといふが出来だ。 man mo rje

ば、専門 rgyal phran と屢々与えられた稱号の man po rje と対応する女性用の称号であるが、皇太子を儲けた王妃に与えられたのであらへ。圓蔵統記に見られるといひでは、彼女の他に三人の妃がこの称号をもつてゐる。文成公主の夫のルート Khri skar たゞ名を伝えた後代史家は一人もない。然し、敦煌文書の与えられた王妃名を完全に証明してゐる後代の文献はおほい稀であるから、異とすむにせざる事だ。今引用したのと大略同じく記事が Sa skyā pa Grags pa rgyal mtshān の圓蔵記に取れる。

sron btsan sgam po/ des btsun mo gsum las/ mo(n) bzah khrī no gian gyi sras/ guin sroñ gun btsan/ dehi shal
ḥbros byas te yab kyi sion du ḥdas pas phye ces bgyiḥo/ des wa shva bzah man po rje bshes palri sras man
sroñ man btsan/ dehi shan tshe spōn gis bgyiḥo/
ヘンムハニカマボ、彼が三人の妃（お隸（たゞ））お山中（山東の妃）アリハノ（生んだ）御子、ヘンムハニカマボ、
の方が（父の王）協調してただが、父の先に死去したとす。彼がムシヤ（＝トシヤ）王の妃ケンボを隸（たゞ）の御子
(が) ヘンムハニカマボ。その舅（ムサキ）氏がじつめた。

妃の名は man mo rje が man po rje と表され、khrī skar が酒波、khor が khon co が Wa shva bzah と表され
てゐる。Wa shva が Ha sha と表されるが mKhas pahi dgaḥ stom の (33) btsun mo Ha sha bzah mon (man
mo) rje khri dkar と表され、Ha が (33) btsun mo Ha sha bzah kho hjo mon rje khri dkar
ti çags と表されるが、何故かは後に説明するが、彼女の Ha
sha bzah と表されるが、既に前文中の用法を示すが説明して置いた。

やねば、最後の一節は「ルの舅は Tshe spōn がおつゆめた」であるが、ルの舅はかがふれ。Ha sha 王東だつた
かの Tshe spōn がおつゆ shan の役を務めたからだとのやうだ。しかし、残念ながら Grags pa rgyal

mtshan の説明は敦煌文書の「⁽³⁵⁾」の如くで多分に否定される。先ず、Ha sha は Khri sron brtsan の初期、Myan man po rje shan snān が blon che' 大臣の頭からチベットの勢力⁽³⁶⁾において東北部を形成していた。後に現れた文成公主入藏の前後、既に、ハルには吐蕃王朝出身の王母があつて、その子が kha gan として位⁽³⁷⁾していた。當時、kha gan は成人に達して何人かの妃を迎えたといふ Stein 文書⁽³⁸⁾に記されてゐる。Ha sha は文書の「⁽³⁹⁾」や「⁽⁴⁰⁾」の如きの dbon yul 「甥の國」であつて、確実にチベットと掌握されてゐた。従つて、今更、當時のチベットが特に、Ha sha からの妃を迎えていたの関係を逆にしてその dbon yul となる工作をする必要はなかつた。次に、Ha sha への往復は何の造作もなく始終行われていたことであつて、後には Ha sha の王や権臣が直接チベットの枢機に参画して「⁽⁴¹⁾」や「⁽⁴²⁾」であつた。Tshe spons が shan (po) の代りに立てる必要は毫もなかつた筈である。若し、事実そのよつだいがめがめつたのだら、遠い中国からの来た「公主」の為にこそ必要だつたのであら、これが判明すれば、Khon co man mo rje khri skar は文成公主をの人であつたに違ひない。

敦煌文書での公主の夫、Guī sron guī btsan を指名して述べたものは先の引用以外にない。それで我々は十世紀以後のチベット文献のへやに彼の記事を求める、その後で敦煌文献に帰つて調査を試みよう。

四、Guī sron guī rtsan のクロハロジー⁽⁴³⁾

Sa skyā Grags pa rgyal mtshan ⁽⁴⁴⁾ トムル

Guī sron btsu gsum bshes nas chab srīd ni/ lo lñar bzun sté bco brgyad lon nas ḥdas/ slar yāñ yab gyi rgyal

srid bzun^rno skad/

ダハハハは十||歳(レ)以來、政權を五年間執つて十八歳になつてから歿した。再び父が政權を執つたといわれる。
ルホ、Hu lan deb ther ポ(F)。

Guñ sroñ guñ btsan gyis chab srid lo lha bzun/ dguñ lo bco brgyad pa la yab kyi gon du hdas
ダハハハは父の先に歿した。

ルホ。ルホは十||歳の最拉(レ)を直接(レ)ついた。rGyal rabs gsal bahi me lon ^(F)。

Guñ ri gun btsan gyis rgyal srid lo lha bzun/ degun lo bco brgyad bshes dis/ po ta la ru sku gcegs so/ guñ ri
gun btsan yab kyi gon du hdas/...../ de nas slar yab rgyal pos rgyal srid bzun ste/
ダハハハは政權を五年執つた。十八歳のルホ、父の先に歿した。……ルホの後再び父が政權を執つた。

歿した所をサトハラニボ娘が加わつてゐるのみ異々。Deb dmav gsar ma ポ(F)。Guñ sroñ guñ
btsan ト Mañ sroñ mañ btsan ト Bu ston ト 従つて入れ換へ(F)が見られるが、他は同じだね。
dPaho gtsug lag hphren ba ルホ(F)。本文(F)は rGyal rabs gsal bahi me lon ルホ(F)が記載され、黒井の
説明のルホ。

Guñ sroñ hdi yab kyi na gsum bshes pa ltags mo sbrul la hkhruin

ルホの父は五十||歳の折のからの年と生れた。

ルホ。ルホの生年「お母の生年」は長11年と謂ふ。先祖伝来(1111) トだ rGyal rabs gsal bahi me lon の
与えられたのルホ(F)。世ノ、Khri sroñ btsan は五十||歳だといふから、生年を五六九年と見てんだといふだ

る。彼は歿年次を八十一才と示すが、⁽⁷⁶⁾ Hu lan deb ther 以来の中国系の大五〇年歿説も受け入れていたわけである。⁽⁷⁶⁾ これらより十一年早い生歿年次も氣附かず挙げてゐるが、本当のところは Hu lan deb ther 以来の大勢に従つていた心算らしい。これでは、一書の示す十才に矛盾しないからそのまま採用し、一先ず Guṇ sron guṇ btsan が五一一年に生れたこととする。先に引用した文のうちでは十三才という即位年が与えられているが、これを第一番に排除して考えを進めねばならない。その理由は、敦煌文書と仏教史家の説を比較することによつて説明される。即ち、吐蕃王朝では十三才に王位を継承した王としては Khrī sron lde btsan ⁽⁷⁷⁾ が確認されるのみであるが、偶々、二代の王が先王の死んだ年に生れたため、十一才を「まわり早くす」として十三才継位を疑わせる機縁が簡単に成立してしまつた。⁽⁷⁸⁾ 尤も、この一人の即位については後代の史家のあるものは年次を示していない。更に、この Guṇ sron guṇ btsan に与えられた十八才と五年間からみて、一つの十三才が算出された。⁽⁷⁸⁾ 後に詳しく見るよつて Khrī sron brtsan の即位を十三才に見、誤つて歿年齢に加えることにより文殊師利根本坦特羅、mañjuśrīmūla-tantra の予言が完全に適用できることにだつたため、この年齢が「子が馬に乗れる年」つまり親子の相続が行われる年と考えられたようである。

このような立場で逆をとつて考えてみると、十八才は自ら即位の年となり、在位五年を満年⁽⁸¹⁾に数えて二十三才で歿したこと以外は考へられない。二十三才で歿したのなら、それは六四三年に相当し、即位年次は六三八年といふことになる。この間に文成公主を迎えたとすれば、如何なる年代的な矛盾にも遭わない。それだけではなく、右の考えから敦煌編年記に示される次の記事の意味が具体的に把握されるのである。

de nas lo gsun na btsan po khri sron rtsan gi riñ rtsen lah/
やれかし〔年〕トド、ハ・ン・ボ・チ・ン・タ・ン・タ・ン・の御代」

となる。1回やる。いの直後に、de nas lo drug na 「やれかし六年トド」 となる、その年が六四九年に相当するので、今取り上げた「〔年して〕」の年は六四〇年に相当する。従来、いの一句に注意した人は誰もいなかった。然し、いの前に六四〇年の文成公主入藏の記事等があり、それがひかいでして Khri sron brtsan の御代に起つた事件であつたのなら、六四三年と重いつてもよい「Khri sron brtsan の御代」と書き入れる必要はないであろう。後期の仏教史家がしゃべり、Guñ sron guñ brtsan の五年にわたる治世があつたことを示し、それが六四三年に終つて、同年かの再び Khri sron brtsan が政権おいたる年である。Guñ sron guñ brtsan に関する諸年次は右のように決められたんだとかと聞く。今短くた一節を含む六五〇年の直前に置かれた敦煌編年記の記述は次のとおりである。

btsan mo mun chai kon co/ ngar ston rtsan yul zun gyis spyan drañste bod yul du gcegs so/ (中略) de nas
lo gsum na (中略) de nas lo drug nañ btsan po khri sron rtsan dgün du gcegs so/
■■文成公主はダルト・ハ・ン・ボ・チ・ン・タ・ン・の國に來いた。(中略) やれかし〔年〕を経て (中略)。それが六
年を経て ハ・ン・ボ・チ・ソ・ン・タ・ン・は昇天なれりだ。

即ち、文成公主が六四〇年に入藏したといひなんである。従つて、いの公主が Khon co khri skar と曰うれば彼女と Guñ sron guñ brtsan との間に出来た Mañ slon mañ brtsan が六四一年から六四年の間に誕生してしまなければならぬ。Mañ slon mañ brtsan が Sron brtsan sgam po の歿した六四九年に祖父の位を継ぐた

の「ながら、その時の年齢が誕生年次を決定して貰はねばアヤシム。

ところが、後代の史書は期待に反し、悉く十三⁽³⁴⁾の即位⁽³⁵⁾と答へ、更に、中國系の Sron brtson sgam po の歿年戌年から逆算して戌の年を彼の生年として与えたのみである。十三⁽³⁶⁾をもつて十三⁽³⁷⁾か十三⁽³⁸⁾の即位のぐた。然

るより十三⁽³⁹⁾まで遡るわけにはゆかないのと敦煌文書と後代の史書を比べてながら吐蕃王の即位年次を調べて見ると、rGyal rabs gsal bahi me lon と rBa bshed の即位年をやむ mKhas pahi dga^h ston と 110かム、Khri sron lde brtsan の即位をあくまで、敦煌文書により他の史書にも見られないこと、臨事を覗いたるものが出来る。

先ず rGyal rabs gsal bahi me lon の所を覗みよ。

der rgya mohi sras yin par no ces nas/ dga^h ston gyi ston mo chen po byas so/ der sras dguⁿ lo lha lon dus yum hdas so/ yab rgyal po mes ag tshom ni/ dgun lo drug cu re gsum la yar hbrog sba tshal mikhargcegs so/ (十三) /de nas chos rgyal khri sron lde brtsan gyis dguⁿ lo brygad lon pa dan/ rgyal srid bzun nas rgyal khams la dhain bsgyur/

ハリドンの妃（公主）の子であることが認められ、然る後、祝の大宴が催された。然るに、御子が御年五歳になられた時、御母が亡くなられた。父王スマラムは御年六十二のときヤムル城で逝去された。（中略）それから法王チッパ・ハリドンが御年八歳になられた時、政権を執られ、王国を支配なれりた。

この文のハリドンは他の史書の所説と異り、Khri sron lde brtsan は國や城のへことは不眞⁽⁴⁰⁾であふる叶へぬ

dPa^h gtsug lag hphren ba は攝政⁽⁴¹⁾と云ふ mKhas pahi dga^h ston の攝政⁽⁴²⁾を次と用ひて見よう。de nas chos rgyal khri sron lde brtsan sku blams pahi tshul la rba bshed las yos lo la blams nas lo brygad la rgyal sa mdzad par bca^h kyan, yab leags hbrug la hkhruus nas lo drug bcu rtsa gsum la hdas tshe, sras

kyis me yos la hkhruis na lo bcu drug, sa yos la hkhruis na lo bshī las mi ḥgro shin, brgyrad son ba dag na
çin phag la hkhruis dgos pas, yi ge nor ba shig byun yod par smai la/ yiṣ tshais cas che bar leags po rta la
hkhruis nas lo bcu gsum na ryal sa mdzad pa ḡas cher snai bas hdi dag pa sñams la/
khri lde gtsug brtsan, 704—754) がかねのえ辰に生れ、「六十歳で死んだ」時、御子がひのと卯の生れなし（当時）
十六歳、ひものと卯の生れなし（当時）四歳でしかなし。「八歳になつた」（時）が正し」とすれば、きのと亥に生れておらず
ばない。だから誤つた文字が入り込んだらぬし。〔事実〕大部分の文書には、かねのえ午に生れて十二歳で王になつた
ところを用ひるのど、この方が正し」と思われる。

Khri sron lde brtsan といふの後代の史家による記述は、敦煌編年記⁽⁵⁾によれば午の年（七四一）生れど、十二才
即位とされる記述に謎であるが、例文で見ひだすと三十を加へるといふてかねのえ午とか、或は、いや
のえ午になつて年次の混乱を起してしまふ。

父の死んだ年を六十三やつやつとdPaho gtsug lag hphren ba と同様、殆んどの後代史家のあらゆるもの
あるが、本項は敦煌編年記の示すように五十一やつである。一一〇の年次はやよべん十一年違つたる、Khri sron lde
brtsan の即位した午の年との間にまづ調整するにあがやめた。のみならず、この六十三才は後述するべし他の
意味をもつ年次から混入したのであるが、偶然、Mañ sloṇ mañ brtsan の一七〇年間の治世を一十七才歿にし、十三
才即位としたため生じた欠年十一年を補う結果になつた。その為め、後代の記録から本当の五十一才を跡方ある
く想ひこしまつた。このよくな例は全く稀である」と注意しなければならぬ。本来の年数は、歿年か、在位年か
で、混乱はあるが、一七〇の場合は全部後代に伝えられてしむ。従つて、この六十三才は五十一才に十一年を

加えて作られた数ではない、といふかや何かに与えられた根拠の数がおかれ、いだものと疑われるを得ない。

まああれ、先ず八才即位説を考えて見よう。dPaḥo gtsug lag hphren ba◎ 指摘するよへど、いわば Khri sron lde brtsan の即位年齢としては不當である。彼は Khri sron lde brtsan の生母だから、いの八才即位説を単なる誤りとして捨て去つた。然し、我々は金城公主が Khri sron lde brtsan の生母でないことを知つて居り、更に公主 mañ mo rje khri skar ♀ Mañ slon mañ brtsan だぬ子があつたるを承知してゐる。その上、いの公主を今、文成公主その人でなくかへしてゐる。まあれば、八才に即位した公主の子とは元来 Mañ slon mañ brtsan のいんを伝えたのが、誤つて Khri sron lde brtsan のいんをされたのではないかと当然疑わねばならぬ。チム・ムードは、文成公主も金城公主も、1様に单に khon co, kon co, kon jo と呼ばれ、書かれることが多かつた。両者の間の区別が失われ、混乱する機會は決して少なくなかつた筈である。従つて、文成公主とその子に関する伝承が、金城公主とその子 Khri sron lde brtsan といふ架空の関係の説明に用ひられたと断じても大過がないと思つ。

今、これを西暦に換算して見ると、祖父 Khri sron brtsan が歿した大四九年に繼位が行われてゐるから Mañ slon mañ brtsan の生誕年次は大四〇になら。最初に設定した大四〇年から大四四年の間の一年に相当するところが確かぬけれどわむである。

dPaḥo gtsug lag hphren ba た Khri sron lde brtsan の生誕年として rBa bshed ♀ 即の年が用ひられてゐる。このあたり上記で批判してゐる。その點、彼は Khri lde gtsug brtsan が大三〇才で歿した説を用いてゐる。実は

の六十三才と卯の年との間には密接な関係があつたのだが、流石の彼も気がつかなかつた。

六十三才といふ年は既に想定したようにある確實な根拠をもつていた。今、これを考えて見よう。既に知られているように、吐蕃王朝では歴代を通じて六十才を越えて生存した王は、実に *Khri sron brtsan* を置いて他にいなかつた。従つて、この年齢は彼に關するものとしなければならない。彼に何が起つた年であるかは、彼の生誕年を知らねばわからない。だが、*Khri sron brtsan* の一切の問題は後篇に詳説するので、今仮りに、結論を借りて分析を進めて見よう。先にも一寸触れたが、彼は六十九才で歿した。*Khri*を後代の史家は在位年とし、十三才即位説と結びつけて八十一才歿説を建てた。ところが、*Mañjuçrimūla tantra* の予言とよく調和したので歿年として安定してしまつた。六十九才を六十九年とするなどより一年の誤差が出来、歿年の六四九年から逆算しても生誕年の丑の年にならない。これがすべてを語り明かにしてくる。即ち、彼は五八年に生れたのである。すると彼の六十三才の時は六四三年の卯の年で、子の *Gün sron guṇ brtsan* が歿し、父の彼自身が再登位した年である。普通の場合のようだ、父が死んで子が繼位した年を父の歿年で示したのではなく、子が死んで父が再登位した年次を父自身の年によつて示したのである。*Khri*の父の名がもと一いつあつた名の *Sron lde brtsan* がそれでいたとすれば、これに *Khri*を冠するだけでも彼の死後百年足らずで出生した *Khri sron lde brtsan* がわざわざ取られたであらう。それに加えて、*Khri*に与えられた年齢の六十三歳は、前述のよべる *Khri sron lde brtsan* の父の本尊の死亡年齢五十一歳とわづか十一歳違つていたため、転用して六十一支の年名に狂いを起させなかつた。従つて、死んだ子 *Gün sron guṇ brtsan* は死んだ父 *Khri lde brtsan* もわざわざ再登位した前者の父 *Sron lde brtsan* は後者の後を継いだ子の *Khri*

sron lde brtsan が、なんば不満を起さずに入れ替わられてしきつた。この王権交替の年が卯の年だ。 Khri sron lde brtsan が十二歳に即位したといい、彼の生年も又卯の年であるという異説となつて伝えられたのである。六十歳と卯の年は元來同じ六回三歳を指してしたのに、一方は用ひられて本当の五十一歳を追つ。他方は本当の生年の中に圧倒されて僅かに rBa bshed とのみ書き残された。勿論、この生年説は Khri sron lde brtsan の(3)として生じたので、先に見た八歳即位の Mañ slon mañ brtsan が由来する生年説とは関係がない。

以上の所論で、Sroñ brtsan sgam po の生年は闇やゝ結論を取るに用ひたが、私見によれば、それによつてすぐての関係を矛盾なく分析することができるが出来たと感へ。六回三歳に於ける王権の交替は敦煌編年紀によつて証明されてゐるが、逆に、この假定に用ひた結論の Sroñ brtsan sgam po 五八一年生誕説も、右の分析を一つの拠りどころとするのが許されねども、そのまゝ主張出来ぬといふはいたわけである。

Guñ sroñ guñ brtsan は大一一年に誕生し、大三八年に即位した。六回三歳、公王 Khri skar との間に一子 Mañ slon mañ brtsan がおひた、六回三歳に歿した。これらは後代のチベット文献を批判的に整理するに足りないを得られた總説である。この公王は文成公主その人であるという假定が文献批判の支えになつていたといふことは、じつへ一度疑ふべきであつた。(未詳)

(東洋文庫研究員)

(一) Bacot, Thomas et Toussaint; *Documents de Touen-houang relatifs à l'histoire du Tibet*, Paris, 1940.
此書は 1764 年から 1766 年の別の Stein (Or. 8212 (187)) 本を翻訳して収められた。今日ではこれが最も正確、訳文の記述

か心願をかなへる部分が田立つた、前掛としての大変な仕事であつて、その業績はまだほんの少しの寄与は量り知れない。(D. T. H. シ鑑記)

(2) 画石は命まれる。收錄の順に注がれぬじとせ眞は世
藏長出が「古文書」ト古本訳」上 p.245 に於くレーニガ、
ノルベヒ同種の文献を用いた dGe ḥdun chos ḫphel 《
Deb ther dkar po (Bod chen poḥi srid lugs dan
ḥbrel bahi rgyal rabs deb ther dkar po) (1946, cf. f.
15b) とみるべき始ふの題の前後を修正す。これが同題で
第④題矣。 Deb bher dkar po は最初 India, Darjee-

ling 《 Freedom Press 》に収録された。

(3) Atīga (982-1054) 《 gter kha 》にねね Sron
btsan bkah chems' 、 ka bkol ma 、 彼の弟子
Khu ston brTson ḫgrus g-yun drün (1011-1075) 《
龍王だ Lo regus chen mo 》は教初伝の意義を説いて
シテシテ mKhas pahi dgah ston (用 (6)
參照) 壮の正統を冠ふる。勿論、小説に採用した後代の
教史家の説などは、その恩典あらへて Khri sron brtsan 、
okiteśvara 《 七輪 》に記載される。

(4) 碑文の序文へこゝには特々、

H. Richardson; Ancient Historical Edicts at Lhasa

and the Mu Tsung/ khri Gtsug lde brtsan Treaty
of A.D. 821-822 from the Inscription at Lhasa,
London, 1952. (A. H. E. シ鑑記)

G. Tucci: The Tombs of the Tibetan kings, Rome,
1950. (T. T. K. シ鑑記) 《 1950 H. Richardson 出
る J.R.A.S. 1952, part 3, 4; 1953, 1, 2, に収載した
Tibetan Inscription at Žvahī Lha khan. 」 1954 著
表の A Ninth Century Inscription from Rkon-po が
最も古い。

(5) 「古文書」ト古本訳」上 1-1 集、 1958, 1959. (古
本訳) シ鑑記)

(6) 古文史に闇送のアーラハトトアヌラダの王堅が述べたとある
が、次の如くである。

dPaḥ bo gisug lag ḫphren ba: mKhas pahi dgah
ston, part 4, (chap. Ja.) Catapitaka, 1962, New-Delhi
(K. G. シ鑑記) 法輪(參照)
sBa-bshed, ed. par R.A. Stein, 1961, Paris (B. S. シ
鑑記)

Kun dgah blo gros: "The Red Annals" Part I (Hu
lan deb ther) 1961, Gantok (H. D. シ鑑記)

(7) 原文の写真は注の Hu lan deb ther 以外は異本の
写真があつて、小説で取ったやうだ。

Sa skyā pa Grags pa rgyal mtshan (1147—1216) が
rGyal rabs, bkāḥ hbum. Ta. Thar rtse mkhan po
bSod nams rgya mtsho 出藏 (G. R. ルサタル)
bSod nams rgyal mtshan?: Deb ther dmar po hi
deb gsar ma, (1538), gDan sa pa 出所藏写本 (D. M. S
ルサタル) bSod nams rgyal mtshan : rGyal rabs rnam
kyi byūn tshul gsal bahi me lon (Indian Office)
(1328). ドヌル (G. S. M. ルサタル)
Sa skyā pa のやめのやめ。1)繪図の著者名は
Tucci 氏 (東方学「一九五六」西藏の歴史文庫 p.12) や
つた。著者年次は dGe lugs pa と hBri guṇ pa の争ひ
た一五三七年の件やめりじば文中の記述で確かだ
が、著者を hBras spungs の僧だよと Tucci 出の説は
その伝統から誤りだといふ。この書物の中では第三種
田に挙げた gSal baiḥ me lon が應々批判され、その著
者を bla ma dam pa bSod nams rgyal mtshan だと
はいわれて行くトヨ (f. 4a)。抑えども Tucci 氏の
いうようど (Tibetan Painted Scrolls p.142) 140
八年の作なら Deb dmar gsar ma の著者が、僅か川十年
前の著作を誤りと bla ma dam pa bSod nams rgyal
mtshan (1312—1375) の著者とみせたがだら。しかし
Sa skyā pa の出所藏 (Nor Thar rtse mkhan po bSod

nams rgya mtsho 出しやめ) ドヌル bla ma dam pa が
著者とされ、ルサタル rnam thar (lam ḥbras, vol. ka. bla
mahi rnam thar 193b—203b, f. 201a) ドヌルトヨ
bSam yas ドヌルトヨのやめ、又 gdun rabs (gDan
sa pa 氏所藏写本) f. 156b と Chos hbyun が書いたと
明示してある。gSal baiḥ me lon の奥書きは
ドヌルを集めて書いたとある。ただ1点
著者が参考とするルサタルの sde dpon
の書いたもの (Hu lan deb ther ルサタルのやめ)
がいわゆるが成立は1111年とある。ルサ
タルの年縁でトヨと彼の死没年次を照合してみると
Hu lan deb ther の成立は1114年とある。ルサ
タルの年縁でトヨと彼の死没年次を照合してみると
Tucci 出は Bu ston が chos hbyun と書及すとあるを障
るルサタルが、Bu ston が chos hbyun は1111年、1111
年の成立であるから差し枚へとせたんだ。
又、画出を
Thomas 出のルサタルの年縁でトヨと
照合があるところが、F.W. Thomas 出が gSal baiḥ me
lon とされたのはダライ・ラマ五世の出所藏写本の
ためのやめ。
トヨは Tsal pa の著作に關する用意を取らなかったが、
奥書きのみが出版時の成立は1114年以後だつたのや
まだからだ。運営 kLön rdöl bla ma が gsun hbum, が

ha 57a և gShu khar ba Legs pahi ges rab kyi
rgyal rabs gsal bahi me lon だれかのを挙げてゐるが
誰細は不明である。

(8) 唐蕃会盟碑の研究史にいふては既に佐藤氏が詳述してい

る。「古手研 (トム)」 p. 874-931 参照。
(9) Thon mi sambhotra は八章の文典を書か、そのへや
一章だけが残ったとされる。その一章が「わゆる Sum
beu pa 三十一題の rTags kyi hijug pa 世人類で、」など
の注解がチベット文法学の主体をなしてゐる。チベット文
法学について、Bacot 出で、我が國の稻葉正就氏の精密
な研究がある。

J. Bacot : *Les 'Stolas Grammaticaux de Thonmi Sambhotra*, Paris, 1928

稻葉正就、チベット語古典文法学、京都昭和二九年、改訳
版、昭和四一年

筆者は、Thon mi sambhotra が文典を書き残したとする
よりもかねてかの處に、小論の後編で触
れて見たといつてある。石碑文以外では、これより古
bSam yas の鐘銘が Thon mi 文典の規定に従つてゐる。
(10) 一母音のむをもどすのは省略した。

(11) chab srid の記録は「國家」(佐藤「古手研」, pp.
913) ふた、their kingdoms. (Richardson: A.H.E.

pp. 70) 彼らの government (斜方桂, Inscription
of the Sino-Tibetan Treaty of 821-822. T'oung Pao,
1956, pp. 55) など、長なるが、しゃれやうにわけば
じかん、「國家」おもかに rgoyal khab なる語があら、
chab srid は「國事」「行政」「外交」「政治折衝」の意
である。相当かかる漢文の「社稷」は「國家」を表す」とは
出来るが、「商議社稷」は回して「國事」を話し合つると
である。或许ではあるが chab srid の記録は「國家」を
あつて、読むことのできる文をまだ敦煌文書中に見たことは
ない。「國家を「[の]くべへ」とせんと語る」と佐藤氏
は記す。他の「人々を、國へ to unite their kingdoms.
(Richardson); their government be as one (斜方桂)
と記すが、会盟碑の全体の記述が混同して不適切である
。眼め、両国は夫々の境界を守つて、互に干渉しない
約束しているからである。

(12) mol nas と nas は、必ず「齒の前後」を句切るの
や「前後の闇聯」を示す。de, te, ste と混同して記しては
ならない。又、nas は、圓形 byun khuns, ablatif を示
す las である慣用法上の区別がある。より注意した。殊
に、唐蕃会盟碑は bSam yas の鐘銘と共に Sum rtags
の規定に従つて珍しいこと、古文であらかじめ更、慎重であつ
た。te 等の用法よりいふば、接続「チベット語の接続

辞 te テウシイ 東洋学報第39巻第4号 p.49-88 参照

(13) 「shal na nas dan」 「薩ナ・ナス・ダン」 を補いた。

(14) sa khym tshes は東面||八行の yul khym tshes と共に「近隣の國」の意 khym mthses が今口の形で「村落」などをいう。又、cha の丸い字をやむへ rkyen やらうと考へて埋めた。

(15) grul の古形が。「沽氣がある」の意。

(16) spu rgyal の系統とのみ神が化現するので他の rgyal phran (舊いは吐蕃王家と勢をきそりあつた) の skies rabs には化現しないのだと説く一節である。

(17) nas の記述は(1)の婚姻の後としなければ誤りである。 dbon shain du gyur を nas 以前と直接に結びつけ、婚姻したのどそのまゝ dbon shain の關係が成立したとするには nas の代りに te を用ひなければならぬ。(注12参照)

佐藤氏の訳はこの点を完全に誤認している。後代のチベット史家は、(1)のうちの後者である金城公主の婚姻後に dbon shain の關係が成立したと見たようである。然しそれも誤りであることは本論を通じて明らかにした。かつて degves pa が「尊貴」ではなく「親しへかる」の意である。

るが、文章前後の関係から、sa byun khuñs, ablatif を「のぞ」へ訳した。この種の「反戻的」用法は珍しいへんな。

(19) tshab gan du bya ba は反語である。 passif, futur の形で用ひられてこよりとに注意しなさればならない。

(20) thugs brel 相互の結びつきの感情 (を大にした後) の意 現代語は thugsibre。

(21) do [] を、森方桂氏は do ha としている。恐らく ba である。しゃれにしつゝ、ソノドは前後の内容から「災禍」に相当する意が来なくてはならない。筆者は sdo ba の古形と見た。

(22) thugs nonis は死亡などのなかしい事件で心をいためぬ」とを云ふ。敦煌文書では、nonis-legs と綴り、「不幸ない」と幸をなこと」示すのに用う。又、「死亡」したことを現すのにの nonis を用ひてある。ソノドは両朝の弔祭使交換等のことを指す。

(23) thugs yi dam phabs pa は相互の信頼が安定していくの意。

(24) jgo las は比較のためのもので||八行面をへて Jhag par にかへる。これの時より Khri lde ston brtsan の世の方があつと西朝の間がよへんじて来たにも拘らず

(18) las は「何々して いたるのか」 tshab gan du bya 「いかなる交替環境に変えられるか」 は結びつくものであ

る。このねつだ念頭が出来なかつたと想べり。八〇四年頃から両朝の関係はすゞかり敵へたりのHの末年(八一五)まで変わなかつたといふ。

(25) T.T.K. p.58. *zhan* cannot always mean *father* in law.

(26) 「爾雅正義」及釋文(全八、卷一—一〇〇)卷五、釋親第四

「妻之父為外舅[○]、妻之母外姑[○]」もあり、母党の最終に「謂[○]我舅[○]者吾謂之甥[○]」である。前者の注に後者を用ひ、「然則亦宜呼[○]婿[○]為甥[○]と示す。例として注に「婿親迎見於舅[○]始[○]」ある。お市ゾン。

(27) D.T.H. p.13. myes kхи sroн rtsan……, shon khri man slon man rtsan ふねば、myes た mes が古形、sbon た dbon の點。T.T.K. pp.105 に改録された Karchung の碑文では myes の用ひ方、yab sras, dbon sras, yab myes dbon sras の用方例が見られる。やなぶら、祖母た pyi, phyi だぬ。〔敦煌編年記〕の Deb ther dkar po (社の祭司) (f.35a-b, 41b.) の著者たる Man slon man rtsan が sbon ふ後者の用法の khu dbon (父孫姫伯[○]甥[○]) と解[○]。Khi sroн brtsan の兼 brTsan sron (cf. H. Richardson, A fragment from Tun huang, Bulletin of Tibetology,

vol. II, no. 3 1965, Sikkim) の子だばなふかんめ處つようだが、勿論、dbon の發展的用法を批判せずに用ひるゝことだのいや誰[○]だぬ。その記録[○]して敦煌王統記(D.T.H., p.82) は Man slon man brtsan た Khri sroн brtsan (=Sroi lde brtsan) の孫[○]お市ゾン[○]がばつあわてて「おれの父が「父孫の叔伯父と甥[○]」いまく、khu dbon の關係を示す。dbon た shan に対し「甥[○]」の意味をもつて同時[○]、khu dbon は類推的に熟語として現れたのやう。khu た shan は直接の呼称[○]して(尊族であるたま) 必要[○]やないだが、dbon は呼称としては元來、間接的[○]即ち、第三者に自らとの關係を示す為にのみ用ひられた。この点[○] sras も同様で、卑族に対する呼称は直接には名を用ひるゝほど足りた筈[○]であら。間接的呼称としての必要の順は sras, dbon (孫[○]の) 次[○]、甥[○]としの dbon や、最後の場合[○] khu だぬによつて、母系叔伯父 shan の方が、その關係を知ることがより疎[○]し三者に示す為、先に必要としたのではなかぬうか。

tsha た rGya tsha, hGan tsha だぬのやうだ、「廿四かの嫁した女が生んだ子」、「南詔かの嫁した女が生んだ子」を示すのに用ひられた。やはり「孫[○]」であるが、mes

(po) の側から母系の孫を示す呼称で、卑称的用法である。

従つて、dbon shan は卑族である dbon が先に置かれ、敬称を用いてじゅうぶんからむわかなふくに対等の關係を表明していふものと見てよ。

(28) 「韻會」は昔の孟昶の撰であるが、今は散佚して、民國の龍璋の輯めた「小字蒐佚」下篇にあるのみとなる。これらに關して東洋文庫宇都木章氏に蒙を諮詢して頂いた。

(29) 護雅夫「隋・唐とチベット國家」「古代史講座」¹⁰、一九六四年九月、所収、p. 83-117。「闕贊」へのみ用ひられるじゅうぶんにて著者の御教示を頂いた。

(30) 中宗の女であるとされ、「中宗碑」p. 415-417. P. Demiéville; Le Concile de Lhasa, 1952, Paris pp. 1.

参考

(31) T.T.K. p.104; the Karchung Inscription. 出處 參照

(32) T.T.K. p.58

(33) T.T.K. p.61. D.T.H. p.82, ḥBro, mChims, sNa nams, Tshepon 王族の娘は卑族の btsan po が

並んである。

(34) A.H.E. p.50-51.

(35) ḥBro Idog s:on ston, cf. K.G. f.130b., A.H.E. p.51 といふ時代の書類が現れる。Richardson 出處參照

碑碑に Myan と shan の両者が附せられてゐるとして、shani は次する規定がみだれると心配をしてくるが、同氏のチベット語 Myan と shan の稱はひじてこないのを理解やあら。cf. A.H.E. p.50

(36) Khri lde gtsug brtsan は自分より約一十年程年長の者を舅としている。本宗を金城公主が兄と称して、たゞじゆくの關係で接していたことを物語る。但し、各皇帝を一代と数えていたことに照ねれる。上記のことは又、注17の nas が直接、dbon shan du gyur と連なるじゆくを説明する。即ち、本宗の Khri lde gtsug brtsan とは「舅甥」の關係となかったからである。

(37) 出處 參照 G.R. f.197b.

(38) bDe bar gglegs pahi bstan pahi gsal byed chos kyi hbyun gnas gsun rab rin po chehi mdzod, 203 fol. 1322/23. かくして其は f. 122b から出る。(B.S. 人籠記)

(39) B.S. f.118b

(40) H.D. f.16b-17a

(41) dPyod ldan skal bzan yon's kyi mgrib pahi rgyan deb ther sion po. 486 fol., ed., Kun bde gliin, 1476-78, 極端な ḥGos lo tsa ba Yi bzan rise ba gShon nu dpal (1392-1481) chap. ka.

- (42) D.M.S. f.17b.
- (43) G.S. f.68b-69a' 妖怪の夢。
- (44) Thugs rje chen po sans rgyas ston rtsahi lo
rgyas chen mo. 110◎ gter kha やくの夢の枕。 yogin
dNö-grub みみあ bdag Nān Nima ḥod zer (1136—
1203) が夫々の gter ston やくの夢の枕。 bKah than
sde lna ダルマの枕。 成立した新しい枕。 やくの枕
- 「やくの枕」の夢をみた。
- (45) Chos lbyun mkhas pahi dgah ston 「お神の枕」
1545—1565' IHo brag ハウ木が庭の枕の枕 IHo brag
chos lbyun やくの枕。 印度の枕 chap. Ja. 長枕の枕
- 「印地の枕」の枕。
- (46) K.G. f.46a.
- (47) G.R. f.197b
- (48) yang lbyams' 長枕。 やくの枕の枕 (枕の枕)
參照) f.31a やくの枕 yang ljam やくの枕。 雅呼の枕の枕
- 枕が養女へと出産に遭った。 枕の枕。
- (49) 繩方の枕。 繩心の枕。
- (50) B.C. f.119b.
- (51) mes メス Ag tshom おじい。 khri lde gtsug
brtsan ナンガの枕。 「禪の枕の祖父」の枕。
Ag tshom'-Ag za-the tshom 「禪の孫の祖父」の枕。

のやくの枕。

(52) H.D. f.17a, K.G. f.71b. 1.4' 繩心の禪の事が
ある。

- (53) D.M.S. f.19b.
- (54) Minor Buddhist Texts, Part II, 1958, Rome, p.
26

(55) G.S. f.103a—103b
K.G. f.71a—73a.

(56) B.S. p.2~3' 禪詔が後編の取締り。

(57) A.H.E. p.47; 「和本唐文」中国の枕。

(58) D.T.H. p.32
bzah やくの枕の方が多い。 今時代の出現のやくの枕の
時。

(59) 一般に後代のやくの枕 bzah やくの mChims
bzah やくの枕の方が多い。 今時代の出現のやくの枕の
時。

D.T.H.	Mon za khri mo mñen idon sten	Khon co man mo rje khri shkar
G.S.	Man bzah khri lciam	
G.R.	dMo bzah khri mo gñan	Wa shva za man po rje
K.G.	Man bzah khri lciam	Ha sha bzah mon (= man mo) rje khridkar
S.G.	Mon bzah khri lciam	Ha sha bzah ko hjo khri dikar ti jags
D.T.H.	bzoh za khri ma lod khri sten	mchims za bitsan ma thog

G.S. hBrobzah khri ma mChims bzaḥ btsun
lod mo tog

G.R. hBro khri chen mChims bzaḥ
khrim lod mishams me tog

K.G. hBro bzaḥ khri loñ mChims bzaḥ btsan
mo tog

S.G. hBro bzaḥ khra bo mChims bzaḥ btsan
khri ma lod mo tog ge

D.T.H. sNa nams za man Tshez pon za rma
mo rje bshi sten rgyal idon skar

G.S. sNa nams bzaḥ Tshe spos bzaḥ ma
tug sgron

G.R. Tshe spos bzaḥ rma
rgyal mtslo skar ma

K.G. sNa nams bzaḥ Tshe spos bzaḥ me
tug sgron

S.G. sNam snan bzaḥ Tshe spos bzaḥ

(63) K.G. f.47b.

(64) Gans can yul gyi sa la spyod pahi thos ris kyi
rgyal blon gtso bor briod pahi deb ther/ rdzogs ldan
gshon nuhi dgah ston dpyid kyi rgyal mohi klu
dbyains. 113 fol., 1643. (S.G. ふ鑑本) “btsun mo ha
sha bzaḥ kho hij moñ rje khri dkar ti gags bya ba
khab tu bshes pas” ふ鑑本 f.28a.
涅槃 F.W. Thomas は「...を語る」 rGyal rabs gsal
bahi me lon ふ鑑本 は「...を語る」 gSal bahi me
ion は「...を語る」。(Tibetan Texts and documents
p.34) は「...を語る」 佐藤出三〔古本考〕 p.815 始
14) Baot 出三の khon co は princessse impériale
de Chine と姓へ (D.T.H. p.88) が複数にて「...を語る」
「...を語る」 佐藤出三は「...を語る」 文成公主が Ha
sha を離れて来た (Ha sha nas phebs pa) は「...を語
る」 khon co の呼称を扱うの慎重(や)なかつたと思ふ
は「...を語る」 Ha sha を冠する史料が重なつたのでは致ふ方
がなかつたと思ふ。この問題は後編の初めに語る
いふところ。

(61) G.R. f.197b.
(62) dehi shal hbroṣ byas te は shal bgros byas te
「...を死んで相談協力したんだが」 ふ鑑本 か
る語ふれ。
(63) D.T.H. p.111

hdaṣ pas phye, bkroṇs pas phye は夫々自然死した
殺害された死んだの意である。
「...を死んで死んだの意である。

臣下からの妃を迎えた後、征復した國からの妃を強要する場合も異り、その國に忠誠を誓うところ近く。妃を与える場合はの逆で、半独立国、独立国を信頼して臣礼をとらせるところを意味する。**Ha sha** は **kha gan** を称し、吐蕃勢力下の半独立国であった。**shān shui** の場合、始めにやるかの女を娶り、後に吐蕃王朝は女を与えていた。この Stein 文書によるとチベット系の王母 **Khri bans** の子が **Ma ga to gon kha gan** で、彼が何人かの妃を吐蕃の豪族などからお迎えして居つて、適齋期であった。若し、**Ha sha** から妃を迎えることわざ、先ず、この **kha gan** の姉妹が対象になると書かれている。

(6) 敦煌編年記 『**Ha sha** 系の權臣が枢機に參訓
ト後漢代、**Shān shui** 系の人々が被封して居た
と見える。最初は風雲の **Da rgyal man po rje** (=
素和貴) (653, 656年) で、次に **hBon da rgyal khri
zün** (675, 687, 688, 690, 694), **Ton ya bgo kha gan**
(694, 699, 700), **hbon da rgyal btsan zün** (706, 712,
713, 714) だと思われる。

(7) 彼の娘は **Guin ri guin btsan** と書かれている。cf.
G.S. f.70b, 71a, 81a; K.G. Ja. f.47b; S.G. f.28a.

(8) G.R. f.198a.

(9) H.D. f.17a.

(10) G.S. f.71a.

(11) D.M.S. f.17b, 18a. rGyal rab gsal bahi me lon
kṣeṣṭa, Bu ston Q̄ṣṭaḥāṇiḥ kṣeṣṭaḥ

(12) B.S. f.119b.

(13) K.G. f.47b.

対立関係があつたことを照べば、吐蕃としては取らない策である。この問題は後篇の文成公主のところで再説する。

(6) **Ha sha** は吐蕃王朝からの王女が降嫁したのは六八九年の事である。この頃、再び姻戚関係を重ねる必要があるたのであろう。然し、**Ha sha** からの妃を迎えたことは知られていない。

(7) **Ha sha** は吐蕃の豪族の娘を娶り、後に吐蕃の豪族などからお迎えして居つて、適齋期であった。若し、**Ha sha** から妃を迎えることわざ、先ず、この **kha gan** の姉妹が対象になると書かれている。

(8) 敦煌編年記 『**Ha sha** 系の權臣が枢機に參訓
ト後漢代、**Shān shui** 系の人々が被封して居た
と見える。最初は風雲の **Da rgyal man po rje** (=
素和貴) (653, 656年) で、次に **hBon da rgyal khri
zün** (675, 687, 688, 690, 694), **Ton ya bgo kha gan**
(694, 699, 700), **hbon da rgyal btsan zün** (706, 712,
713, 714) だと思われる。

(9) 彼の娘は **Guin ri guin btsan** と書かれている。cf.
G.S. f.70b, 71a, 81a; K.G. Ja. f.47b; S.G. f.28a.

(10) G.R. f.198a.

(11) H.D. f.17a.

(12) G.S. f.71a.

(13) D.M.S. f.17b, 18a. rGyal rab gsal bahi me lon
kṣeṣṭa, Bu ston Q̄ṣṭaḥāṇiḥ kṣeṣṭaḥ

(14) B.S. f.119b.

(15) K.G. f.47b.

(76) K.G. f.53b. 「死」、「トガのエイ」(KIIK)、死亡。

f.13b 「ムサ生れ」、「ムサ死」(MUMA) が与
えられる。f.47b は五十三歳を「ムサのエイ」(KIIK) と
呼ぶ。これは「ムサ」が「ムサ」の「ムサ」である。ムサ Hu

lan deb ther (一一四六年成立) 前後から唐書吐蕃伝の記
rGya yig tshai の所記によると Khi sron brtsan が
歿年は(+)に固定した。

(77) D.T.H. p.15 Khri hdu sron, p.19. Khi lde
gtisug brtsan=rGyal gtisug ru' 約83参考。

(78) 後編 Sron brtsan sgam po が章で考察する。約88
参照。

(79) ハの点の考察は佐藤氏「古事記」p. 217-221 が詳説し
てある。

(80) K.G. f.6b, 1.7. sras kyis chibs kha thub par
gyur na/ rnu thag la hjud nas na mukhar gregs so
skad

「トガが馬に乗れるよへどだるとムタクを握つて天に立つ(殺
される)といわれぬ。」Tucci 氏は、(ハニボン教の聖数と
ヒンドゥー教の聖数との間の)「トガ」を挙げて云ふたが、最近は意見を変えた。cf. G.
Tucci; Tibetan Folk songs, Roma, 1966 p.53, n.
111, p.69. 「トガ」の数は印度にも 仏教徒のものに認められ
る。父十繼承の子の年として明示されたものは知られてい

ない。Grub mthah gel gyi me lon (Thu kyan sprul
sku blo bzan bhos kyi ni ma dpal bzan po, 1737—
1802. ed. sDe dge 164 fol. 1802.) の某の教の「トガ」は
(f.165a) ru gyer だ。ムサの脚 (hatre) が十三歳のル
カ(=十二年間)をマハーラー国内を巡りて「ムサ」であるのみだ
け。

仏教では誕生日(仏像)十二体 sBa-bzéd, ed. Stein,
p.34, p.35 あたり、供養の食物十二種 zas sna bcu
gsun sBa bzéd, p. 46, p. 53 などの表現も見られる。

(81) 十三歳から十八歳の五年は満年であるが、十八歳か
八年で、十一月に生れても、翌年の正月は一歳である。在位
年の場合は、右の例や、Sron brtsan sgam po が十三歳
即位、六十九年在位、八十一歳歿では満年であるが、Man
sion man brtsan の場合、後代では二十七歳歿、十三歲
即位十五年在位として「ムサかけ」に數えてくる、又、一
年九ヶ月、或は一年七ヶ月在位の Mu ne brtsan po は
796—798 とないで示されてくる。年の年とが丑の年とか
は十一月と一月の間が境になつてくるためで、即位の月が
六月であるが、一年七ヶ月でも満一年の計算が合致する
が、一年九ヶ月でも二月に即位した場合は満一年の計算を
用いることになる。別の年次計算として注83を参照された

。

(82) D.T.H. p.13

(83) ルの年次決定に際して佐藤氏（「古事記」p.284）が、中國文獻で六四一年が公主入藏の記事は与ふるれども、これに左右されたのか、六四一年ル、de nas lo drug nah と云ふ、「それより六年経て——嚴密に云ふば五年経て——六四九年はノンナムが死去し」としてゐる。嚴密

なるべく五年という氏の主張だ、恐らく満年で五年にならぬ、いたいのだろうと思うが、リリドは当たる。即ち、ルに用ひられた表現では、文成公主入藏等の記事の後に de nas lo gsum na 「ヤヌムヘリ年」ル、btsan po khri sron gyi rin la 「ハサムニサホヘンハ」の御代」へ続き、再び de nas lo drug nah と云ふ。Khri sron rtsan の死が出来たのである。次の頃には大五〇年が示されてその年の事件が述べられて、從つて、六年後は六四九年、その基の年は大四三一年となる。大四三一年を三年後とする基の年は六四〇年や六四一年にはならぬ。若し、佐藤氏に従えば de nas lo gsum も嚴密に云ふべきことになり、大四三一年を公主入藏の年にしなければならぬだらう。第一、ルの云ふ見方によれば de nas lo gci na 「それより一年レ」と書いた時、同じ年ルのことを指すといふことなる。史料の素直な読み方といえない

。

(84) G.R. f.198a, H.D. f.17a は十三歳のとき父が死んで十五年在位となりて即位、H.D. f.17a では十五年在位のみある。但だ、十七年間を配したのを一十七歳歿としているので、17の計算方式（注82参照）によれば、十三歳即位となる。五世タライマの王統記は一十七歳歿としか記してゐない。（f.30b）

(85)

	D.T.H.	G.R.	G.S.	B.S.	H.D. S.	D.M.	K.G.	S.G.
khri sron btsan	[13]	13	13	13	13	13	13	13
gin sron gun btsan	[18]	13	(13)	?	(13)	13	13	13
man slon man btsan	[8]	13	13	?	13	13	13	?
khri hdus sron	1	1	1	?	?	(1)	1	1
khri ide gisug btsan	1	1	10	?	?	10	?	?
khri sron ide btsan	13	13	8	13	13	13(8)	13	

(86) 注85で既に述べたように書のみ八歳即位説を伝えて、K. 道光 Deb ther dkar po, f.45b も khri hdus sron は大即位説を傳えてゐる。

(87) G.S. f.84b.
(88) K.G. f.73b も既に述べた。敦煌編年記によると、文

成公班の歿した大貳〇年之後の Khi lhdus ston が丑歳

であつた。筆者の考へでは、このじふが誰か誰へいため

のと思ふ。

(83) K.G. f.72a-72b

(90) B.S. p.3. yos bu hi lo la rgyal bu btsans トモ
ノのふゞ、亥歳即位説は眞理^{ハシマツリ}だ。但其ハトムヘ・トム^ハ

Ht藏品 f.36b トモ

sBa bshed du rgyal po yos la hkhruins pahi dgün
lo bcu gsum pa yos sten du gtsug lag khan brtsigs

par bṣad han

「ハナミダリが卯の年に生れ、御年十二の丑歳^{トモ}
myas) が織つたと記へが、トモ、sBa-bṣed, p.34 ト
モ、相應^{ハシマツリ}の句^{ハシマツリ}」

de nas yos buri lo la/ btsan po lo bcu gsum lon pa
dan……dbu rtsehi rmans gtin/

トモか卯の母^{ハシマツリ}が十二歳^{トモ}の丑歳^{トモ}……(トモ
ハ) のカハ(本尊)の織を扱めた。

トモQ° dPalpo gtsug lag hphren ba が卯の年生れたる
とモ八歳即位^{ハシマツリ}を共^モ、rBa bshed トモウタモウトモ
が、彼の思^{ハシマツリ}達^{ハシマツリ}、筆者が本文^{トモ}扱^{ハシマツリ}た
出典にみつたと見るべからず^{トモ}。 sBa-bṣed トモウトモウトモ
トモハ十三歳を卯の年とするか^{トモ}、本文^{トモ}考ぐたまへトモ

(91) D.T.H. p.26, p.56.
(92) H.D. f.17a; D.M.S. f.20a; G.S. f.84b; G.R. f.198a
(93) D.T.H. p.19, p.56, (704-754)

(94)

	D.T.H.	G.B.	G.S.	B.S.	H.D.	D.M.	K.G.	S.G.
khri ston	[69]	[3+69] =82	〃	82	〃	〃	〃	〃
btsan								
gun ston	[23]	18(+5) =23	〃	18	〃	〃	〃	〃
main ston	[34]	27(=13) +15	〃	?	27	〃	〃	〃
man btsan	(8+27)+15							
khri lhdus	29	29	〃	?	29	〃	〃	?
stom								
khri ide gt-	51	63	〃	?	63	〃	〃	?
sug btsan								
khri ston	[56=55]56 [1]	[55+56]55 [+1]	69	56	69	55	?	
ide btsan	[+1]							

和の〔 〕内は筆者の主張するもの。 () 内はもくじト
() 外の数字となるかを示したもの。トムバーハイ^トト

標数字でなくふるを示す。Khri sron lde brtsan の場合
は出家後1年にして歿したといふが承す。

(55) 注55参照、他に相応するケースがないと思ふ。

両公主を題同じてふる実例を挙げよう。一般に文成公主の
名ふじて mtshoḥi padma (H.D. f. 8b. 文成
公主) と唐太宗息女水蓮公主(かくわんしゆりん)^ト mtshoḥi
nan gi padma (f. 8b^o) が金城公主の別名アチャムントン
ト(アチャムントン) bsTan pa dān bstan ḥdzin gyi lo rgyus
yons ḥduni me tog gser bahi do gal. 91 fol. (神祇社
Sa skya dge slon sde snod ḥdzin pa Chos rnam
rgyal (1586—1623?) ト(アチャムントン)十世主(アチャムントン)の威立
アチャムントン) f. 62b.

(56) 姉妹參照、ト(アチャムントン) Mu ne brtsan po (774—798..
25), Khri lde sron brtsan (777—815..39), Khri gtsug
lde brtsan (806—841..36), Dar ma u dum brtsan
(804—846..43) (K.G. フルモニ) フルモニ

(57) D.T.H. p.82.

(58) ト(アチャムントン) Mai slon man brtsan, ḥDus sron man
po rie, Ral pa can khri lde sron brtsan, Khri ral pa can
man brtsan, Khri ḥdus sron, Khri ral pa can
ルスル。點のト(アチャムントン) B.S. f. 118b ト Khri sron

brtsan ト(アチャムントン) Sron lde brtsan ト(アチャムントン) lDe sron brtsan ト(アチャムントン)
點のト(アチャムントン) khri lde sron brtsan
ト(アチャムントン) その結果、セセ王一派の在住の Khri lde
sron brtsan を汗統なる太子ト(アチャムントン)。注55に挙げた書物の
f. 62a ト(アチャムントン) Khri lde sron brtsan ト(アチャムントン) sron brtsan sgam
po の別名だとしている。他方、敦煌織中記の七四〇(1)年の
項 (rtta) ト(アチャムントン) Khri sron lde brtsan ト(アチャムントン) btsan
po Sron lde brtsan ト(アチャムントン) ト(アチャムントン)

(59) mes ag tshom ト(アチャムントン) mes ト(アチャムントン) 父の意、注55参照